TAVR 認定制度 指導医更新制度の改定に対するパブリックコメント募集について

TAVR 認定制度における指導医更新申請について、現行制度では各デバイスの指導医初回 更新時に30例の手術症例経験が必要となっております。しかしながら、承認デバイスが増加する度に各デバイスの指導医更新に必要な手術経験数が必要となり、更新が困難となる 指導医の先生が続出する事態が予想されます。

そこで経カテーテル的心臓弁治療関連学会協議会にて議論を重ねた結果、Journal of Transcatheter valve therapy 誌への投稿をもって臨床実績を代替できるよう以下の基準改定を予定しております。

つきましては、先生方のご意見を賜りたくパブリックコメントを募集いたします。

【指導医更新資格基準】TAVR 認定制度施行細則 第5条第3項

指導医認定後 3 年間において術者または指導的助手として該当するデバイスを用いた経カテーテル的大動脈弁置換術の経験を 30 例以上有していることと(ただし 2 回目の更新以降は免除する)

上記要件に以下を追記する

ただし、学術ポイント1ポイントを1例に代替可能とする。

学術ポイントは当該期間中に Journal of transcatheter valve therapy 誌に採択された場合に付与され、15 ポイントを上限とする。付与ポイントは筆頭著者 15 ポイント・共同著者 7 ポイントとする。

以上